平成２４年（フ）第２１８３号
大阪市生野区新今里５丁目10番13号　さつき荘３Ｆ５号
債務者　引地　政信
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１８８号
大阪府大阪市東住吉区田辺５丁目８番17号
債務者　長田隆吉こと　張　　隆吉
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６号
広島県福山市手城町２丁目３番８―302号　エバーグリーン手城Ａ
債務者　土伏　　隆
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２７号
広島県福山市東手城町４丁目１番５号
債務者　三宅　正記
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４１号
広島県福山市駅家町大字万能倉635番地
債務者　三城　邦子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６７号
広島県福山市引野町1106番地18、旧住所広島県福山市御幸町大字中津原1412番地２　フレグランス石岡Ｂ―101
債務者　大住　勇夫
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６８号
広島県福山市新涯町１丁目９番30号
債務者　岡山　弘志
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６９号
広島県福山市神辺町大字川南1010番地２
債務者　渡邉　隆彰
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７７号
広島県府中市久佐町587番地３
債務者　山根　麻衣
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５１８号
千葉県市原市国分寺台中央３丁目３番地12メゾンサクセスＢ203、申立時の住所千葉県柏市緑台13番地１
債務者　藤原　笑子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３２号
長野県諏訪市岡村１丁目10番１号
債務者　両角　美冬
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３０３号
神戸市長田区長楽町５丁目７番14号　ハイツニュータカトリ301号
債務者　永川静子こと　金　　静子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０７号
神戸市灘区桜口町２丁目３番21―301号
債務者　鳥居ミサヱ
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２７号
神戸市北区鹿の子台南町１丁目１番６―205号
債務者　笠原　広典
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４号
青森県三沢市平畑１丁目10番17号　Ｑ―138―Ａ
債務者　沼山　康洋
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２号
松江市上乃木４丁目25番23―301号
債務者　三島　淳次
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９号
松江市東出雲町春日178番地25
債務者　亀山　京子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
松江地方裁判所民事部